

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項並びに成城大学学則（以下「大学学則」という。）第27条及び成城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条の規定に基づき、成城大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士の学位には、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

経済学部 経済学

文芸学部 文学

法学部 法学

社会イノベーション学部 社会イノベーション学

3 修士の学位には、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

経済学研究科 経済学

文学研究科 文学

法学研究科 法学

社会イノベーション研究科 社会イノベーション学

4 博士の学位には、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

経済学研究科 経済学

文学研究科 文学

法学研究科 法学

社会イノベーション研究科 社会イノベーション学

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学学則第27条の定めるところにより、本学の学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件及び論文の提出)

第4条 修士の学位は、大学院学則第20条の定めるところにより、本学大学院研究科博士課程前期を修了した者に授与する。

2 大学院学則第20条第2項の定めにより、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代える場合において、この規則の「修士論文」を、「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

3 修士論文は、各研究科の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。

4 前項の修士論文は、各研究科博士課程前期の在学年限内に限り提出することができる。

(博士の学位授与の要件及び論文の提出)

第5条 博士の学位は、大学院学則第21条の定めるところにより、本学大学院研究科博士課程後期を修了した者に授与する。

2 各研究科博士課程後期に在学する者が博士論文の審査を申請するときは、博士論文審査申請書及び博士論文に、論文の内容の要旨を添えて、各研究科の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。

第6条 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても、博士論文を提出してその審査と試験に合格し、本学大学院の博士課程を修了して学位を授与された者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者には、これを授与することができる。

2 前項による博士の学位の授与の申請に当たっては、学位申請書及び博士論文に、論文の内容の要旨、論文目録、履歴書、論文審査手数料を添え、博士論文の審査を受けようとする研究科を指定して、学長に提出するものとする。

3 本学大学院各研究科博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前2項の規定を準用する。ただ

- し、退学後3年以内に博士論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。
- 4 学長は、前2項の規定による学位の授与の申請を受理したときは、学位の専攻分野に応じて、当該研究科教授会の審査に付さなければならない。
  - 5 第2項又は第3項の規定により提出された博士論文及び納付された論文審査手数料は、還付しない。
  - 6 第2項又は第3項の規定にいう論文審査手数料の額は別に定める。

#### 第7条 (削除)

(修士論文及び博士論文)

第8条 修士論文及び博士論文は1篇とし、当該論文の提出方法等について必要な事項は、別に定める。

- 2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。  
(審査委員)

第9条 修士論文及び博士論文の審査は、当該研究科教授会が所属教員の中から委嘱する審査委員によって行う。

- 2 前項の審査委員は、次のとおりとする。

(1) 第4条の規定による修士の学位及び第5条の規定による博士の学位については、指導教員を主査とし、専攻科目及び関連科目の授業担当教員の中から2名以上を副査とする。

(2) 第6条第1項及び第3項の規定による博士の学位については、当該専門分野の授業担当教員の中から1名を主査とし、専攻分野及び関連分野の授業担当教員2名以上を副査とする。

- 3 研究科教授会は、審査のため必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、他の研究科教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(修士論文及び博士論文の審査、試験及び学力の確認)

第10条 修士論文及び博士論文の審査委員は、論文の審査のほか、第4条及び第5条に規定する最終試験又は第6条に規定する試験と学力の確認を行う。

- 2 最終試験及び試験は、修士論文及び博士論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

- 3 学力の確認は、口頭又は筆答により、専攻分野及び外国語について行う。

- 4 前項に規定する外国語については、原則として2か国語を課する。

- 5 第6条第3項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから5年以内に博士論文を提出したときは、第3項に規定する学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第11条 審査委員は、修士論文については各研究科の定める期日までに、博士論文については論文の提出があった日から1年以内に、所定の審査の手續を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員の報告)

第12条 第4条の規定による修士論文の審査委員は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、合否についての意見を添えて、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。

第13条 第5条の規定による博士論文の審査委員は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、合否についての意見を添えて、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。

第14条 第6条第1項又は第3項の規定による博士論文の審査委員は、論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、合否についての意見を添えて、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。

- 2 審査委員は、前項の博士論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を省略して、審査報告を行うことができる。

(研究科教授会の審議)

第15条 研究科教授会は、第12条及び第13条に定める報告に基づいて審議し、課程修了の可否について議決する。

- 2 研究科教授会は、第14条に定める報告に基づいて審議し、学位授与の可否について議決する。

- 3 前2項の議決には、当該研究科教授会構成員の3分の2以上の出席を要し、課程を修了できるあるいは学位を授与できるものと議決するには、出席教員の3分の2以上の賛成がなければならない。  
(研究科長の報告)

第16条 研究科教授会が、前条第3項に定める議決をしたときは、当該研究科長は博士論文に、論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、最終試験又は試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添えて、課程修了又は学位授与の可否について文書で学長に報告しなければならない。ただし、試験及び学力の確認を経ないで、学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨及び学力の確認の要旨を添付することを要しない。

(修士及び博士の学位の授与)

第17条 学長は、前条の報告に基づき、修士及び博士の学位授与について決定する。ただし、第6条第1項及び第3項の規定による博士の学位授与については、大学院協議会の協議を経て、決定する。

第18条 学長は、修士及び博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を交付し、当該学位を授与できない者にはその旨通知する。

2 修士の学位授与の時期は毎年3月及び9月とする。

3 博士の学位授与の時期は、その都度定める。

(博士論文の要旨、審査の結果の要旨及び博士論文の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

第20条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむをえない事由がある場合には、当該学位を授与された者は、本学の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により博士論文の全文又はその要約を公表する場合には、本学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(博士の学位授与の取消し)

第22条 博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は当該研究科教授会の議決に基づき、大学院協議会の協議を経て、その学位を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の研究科教授会の議決は、第15条第2項の規定を準用する。

(登録)

第23条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は学位簿に登録し、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の学位(博士)授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記の再交付)

第24条 学位記の再交付を受けようとする者は、その事由を記載した申請書に手数料5,000円を添えて、学長に願い出なければならない。

(学位記及び書類の様式)

第25条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

第26条 学位申請関係書類等の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年10月26日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年1月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前に入学した者は従前の規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成11年12月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、平成16年度以前に入学した者は従前の規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、別表2及び別表2の2については、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前に本学大学院博士課程後期に入学又は進学した者については、別表2、別表2の2及び別表3は、従前の規則の定めるところによるものとする。

なお、この場合には、「ただし書き」とあるものを「ただし書」と読み替え、「および」とあるものを「及び」と書き換えるものとする。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別 表（第 2 5 条関係）

1. 第 3 条の規定により授与する学位記の様式

（様式 1）

			○第	号
	学	位	記	
		氏名		
		年	月	日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の				
課程を修めたことを認める				
	成城大学〇〇学部長	氏名		印
本学〇〇学部長の認定により				
学士（ ）の学位を授与する				
	年	月	日	
	成城大学学長	氏名		印

2. 第4条及び第5条の規定により授与する修士及び博士（課程）の学位記の様式  
(様式2)

			○研第	号
			甲第	号
学 位 記				
氏名				
		年	月	日生
本学大学院○○研究科○○専攻の				
博士課程前期				
博士課程後期				
において所定の単位を				
修得し 修士論文				
博士論文				
の審査及び最終試験に				
合格したことにより所定の課程を修めたことを認める				
成城大学大学院				
○○研究科長 氏名 印				
本学大学院○○研究科長の認定により				
修士				
博士				
(○○学) の学位を授与する				
		年	月	日
成城大学学長 氏名 印				

注 第4条の規定による場合は上段を、第5条の規定による場合は下段とする。

2の2.(削除)

3. 第6条第1項及び第3項の規定により授与する博士（論文）の学位記の様式  
(様式3)

			乙第	号
学 位 記				
氏 名				
年		月	日生	
本学に下記の論文を提出して学位を請求し 本研究科教授会の審査及び試験に合格した ことを認める				
論文題目 ○○○○				
成城大学大学院				
○○研究科長		氏名	印	
本学大学院○○研究科長の認定により 博士（○○学）の学位を授与する				
年 月 日				
成城大学学長		氏名	印	